



2018年11月13日

各 位

会社名 株式会社ファンケル  
代表者名 代表取締役 島田 和幸  
社長執行役員 CEO  
(コード番号：4921 東証第1部)  
問合せ先 取締役執行役員 石神 幸宏  
グループサポートセンター長  
(TEL 045-226-1200)

### 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、下記のとおり、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

(注) 当社が2018年10月30日に公表した「株式分割及び定款の一部変更、配当予想の修正並びに株主優待の拡充に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（2018年11月14日から2018年12月12日まで。以下、「公開買付け期間」といいます。）中である2018年11月30日を基準日、2018年12月1日を効力発生日（以下、「本株式分割効力発生日」といいます。）として、当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行うこと（以下、「本株式分割」といいます。）を決定しております。本公開買付けの決済の開始日は本株式分割効力発生日後の2019年1月10日の予定であり、本公開買付けは本株式分割により増加する株券等も買付け等の対象にしております。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと捉えており、第2期中期経営計画（2018～2020年度）における中長期的な業績及び資金需要の見通しや、資本効率などを総合的に勘案し、2019年3月期より利益配分に関する基本方針を変更し、連結配当性向40%程度及び純資産配当率（DOE）5%程度を目途に配当金額を決定することとしております。従来は連結配当性向40%以上を基本方針に配当を行ってまいりましたが、新たに純資産配当率（DOE）を配当方針に取り入れることで、業績動向に応じた利益配分かつ安定的な配当を実施いたします。

また、当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を遂行することを目的とするものであります。上記を背景として、2015年5月11日開催の当社取締役会において、取得しうる株式の総数（上限）を1,500,000株（本日現在の発行済株式総数65,176,600株に対する割合（以下、「保有割合」といいます。）2.30%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じとします。）、株式の取得価額の総額（上限）を25億円、取得期間を2015年5月12日から2015年8月31日、取得する方法を株式会社東京証券取引

所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けとする自己株式の取得にかかる事項を決議し、1,500,000株を総額2,487,114,762円（1株当たりの単純平均取得価額1,658円（円未満を四捨五入。))で取得しております。

このような状況の下、当社は、2018年7月下旬に、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社ケイアイ（以下、「ケイアイ」といいます。）（本日現在の保有株式数7,857,500株、保有割合12.06%）より、その保有する当社普通株式の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、ケイアイは、当社の代表取締役会長である池森賢二が議決権の100%を保有する資産管理会社であり、同氏は、ケイアイの代表取締役社長を兼務しております。

当社は、ケイアイからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の財務状況等に鑑みて、2018年9月上旬より、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるのと同時に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎に検討を行いました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、2018年10月上旬に、ケイアイに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、当社において、当社の財務状況及び過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における買付け等の価格の市場価格に対するディスカウント率等を勘案し、本公開買付けの具体的な条件について更に検討した上で、2018年10月中旬より、ケイアイとの間で、本公開買付価格の算出に際し適用するディスカウント率及び本公開買付価格について協議いたしました。その結果、当社は、2018年11月上旬、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である2018年11月13日の前営業日（2018年11月12日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して5%程度のディスカウントを行った価格を本公開買付価格とした場合、ケイアイの保有する当社普通株式の一部について本公開買付けに応募する用意がある旨の連絡をケイアイから得るに至りました。これを受けて、当社は、2018年11月12日、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である2018年11月13日の前営業日（2018年11月12日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値5,430円に対して5.01%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率及びプレミアム率の計算において同じとします。）のディスカウントを行った価格である5,158円（本株式分割の効力発生後においては2,579円）を、本公開買付価格としてケイアイに提示いたしました。その結果、2018年11月12日、

ケイアイより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、ケイアイの保有する当社普通株式の一部である3,877,000株（保有割合5.95%、本株式分割の効力発生後においては7,754,000株）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が本日提出した第39期第2四半期報告書に記載された2018年9月30日時点における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約368億円であり、本公開買付けに要する資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

以上の検討及び協議を経て、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付け価格については、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（2018年11月12日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値5,430円に対して5.01%のディスカウントを行った価格である5,158円をもとに、本公開買付けの決済の開始日が本株式分割効力発生日後の2019年1月10日の予定であるため、本株式分割の効力の発生により当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割されることを考慮し、2で除した価格である2,579円とすることを決議いたしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性及びに配当方針を考慮した上で、ケイアイ以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、4,264,000株（保有割合6.54%）を上限とすることが適切であると判断し、本公開買付けの決済の開始日が本株式分割効力発生日後の2019年1月10日の予定であるため、本株式分割効力発生日後の株式数（本株式分割効力発生日前の株式数に2を乗じた数）に換算した8,528,000株を上限とすることを決議いたしました。

当社の代表取締役会長である池森賢二は、ケイアイの代表取締役社長を兼務しているため、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることに鑑み、利益相反を回避し取引の公正性を高める観点から、当社とケイアイとの間の本公開買付けの諸条件に関する協議・交渉には当社の立場からは参加しておらず、また、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には一切関与しておりません。

なお、当社は、ケイアイより、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式3,980,500株（保有割合6.11%、本株式分割効力発生日後7,961,000株）について、継続的に保有する見込みである旨の回答を2018年11月12日に得ております。

当社が本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（2018年11月13日開示）

### （1）決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	8,528,100株（上限）	22,000,000,000円（上限）

（注1） 発行済株式総数は65,176,600株（2018年11月13日現在。なお、本株式分割効力発生日後の発行済株式総数は130,353,200株）です。

（注2） 本公開買付けの決済の開始日は本株式分割効力発生日後の2019年1月10日を予定しておりますので、取得する株式の総数は、本株式分割効力発生日後の株式数（本株式分割効力発生日前の株式数（4,264,050株）に2を乗じた数）を設定しております。

（注3） 取得する株式の総数の本株式分割効力発生日前に換算した株式数（4,264,050株）が発行済株式総数に占める割合は、6.54%です（小数点以下第三位を四捨五入）。

（注4） 取得する期間は2018年11月14日から2019年1月31日までです。

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

### 3. 買付け等の概要

#### (1) 日程等

① 取締役会決議	2018年11月13日(火曜日)
② 公開買付開始公告日	2018年11月14日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	2018年11月14日(水曜日)
④ 買付け等の期間	2018年11月14日(水曜日)から 2018年12月12日(水曜日)まで(20営業日)

#### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,579円

- (注) 本公開買付けの決済の開始日は、本株式分割効力発生日後の2019年1月10日を予定しておりますので、買付け等の価格は、本株式分割の効力の発生により当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割されることを考慮した後の価格(本株式分割効力発生日前の当社普通株式1株当たりの買付け等の価格(5,158円)を2で除した価格)を設定しております。

#### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎に検討を行いました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、2018年10月上旬に、ケイアイに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、当社において、当社の財務状況及び過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における買付け等の価格の市場価格に対するディスカウント率等を勘案し、本公開買付けの具体的な条件について更に検討した上で、2018年10月中旬より、ケイアイとの間で、本公開買付け価格の算出に際し適用するディスカウント率及び本公開買付け価格について協議いたしました。その結果、当社は、2018年11月上旬、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である2018年11月13日の前営業日(2018年11月12日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して5%程度のディスカウントを行った価格を本公開買付け価格とした場合、ケイアイの保有する当社普通株式の一部について本公開買付けに応募する用意がある旨の連絡をケイアイから得るに至りました。これを受けて、当社は、2018年11月12日、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である2018年11月13日の前営業日(2018年11月12日)の東京証券取引所市場第一部にお

る当社普通株式の終値 5,430 円に対して 5.01%のディスカウントを行った価格である 5,158 円（本株式分割の効力発生後においては 2,579 円）を、本公開買付価格としてケイアイに提示いたしました。その結果、2018 年 11 月 12 日、ケイアイより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、ケイアイの保有する当社普通株式の一部である 3,877,000 株（保有割合 5.95%、本株式分割の効力発生後においては 7,754,000 株）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付価格については、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（2018 年 11 月 12 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 5,430 円に対して 5.01%のディスカウントを行った価格である 5,158 円をもとに、本公開買付けの決済の開始日が本株式分割効力発生日後の 2019 年 1 月 10 日の予定であるため、本株式分割の効力の発生により当社普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって分割されることを考慮し、2 で除した価格である 2,579 円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 2,579 円に相当する本株式分割効力発生日前の当社普通株式 1 株当たり価格に換算した買付け等の価格 5,158 円は、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である 2018 年 11 月 13 日の前営業日（2018 年 11 月 12 日）の当社普通株式の終値 5,430 円から 5.01%をディスカウントした金額、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 4,809 円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に 7.26%のプレミアムを加えた金額、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 5,155 円に 0.06%のプレミアムを加えた金額となります。

なお、当社は 2015 年 5 月 12 日から 2015 年 8 月 31 日までにおいて、東京証券取引所における市場買付けによる自己株式の取得において、1,500,000 株を 1 株につき単純平均値 1,658 円（円未満を四捨五入。）で取得しており、本公開買付価格の 2,579 円とは 921 円の差異（本公開買付価格である 2,579 円に相当する本株式分割効力発生日前の当社普通株式 1 株当たり価格に換算した買付け等の価格 5,158 円とは 3,500 円の差異）が生じております。これは、当該市場買付けによる取得価額は取得日の市場価格で決定されたところ、当該取得以降に当社普通株式の市場価格が上昇したことによります。

## ② 算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと捉えており、第 2 期中期経営計画（2018～2020 年度）における中長期的な業績及び資金需要の見通しや、資本効率などを総合的に勘案し、2019 年 3 月期より利益配分に関する基本方針を変更し、連結配当性向 40%程度及び純資産配当率（DOE）5%程度を目途に配当金額を決定することとしております。従来は連結配当性向 40%以上を基本方針に配当を行ってまいりましたが、新たに純資産配当率（DOE）を配当方針に取り入れることで、業績動向に応じた利益配分かつ安定的な配当を実施いたします。

このような状況の下、当社は、2018 年 7 月下旬に、当社の主要株主である筆頭株主のケイアイ（本日現在の保有株式数 7,857,500 株、保有割合 12.06%）より、その保有する当社普通株式の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、ケイアイからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の財務状況等に鑑みて、2018 年 9 月上旬より、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるると同時に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大き

な影響を与えないものと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎に検討を行いました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、2018年10月上旬に、ケイアイに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、当社において、当社の財務状況及び過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における買付け等の価格の市場価格に対するディスカウント率等を勘案し、本公開買付けの具体的な条件について更に検討した上で、2018年10月中旬より、ケイアイとの間で、本公開買付けの算出に際し適用するディスカウント率及び本公開買付け価格について協議いたしました。その結果、当社は、2018年11月上旬、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である2018年11月13日の前営業日（2018年11月12日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して5%程度のディスカウントを行った価格を本公開買付け価格とした場合、ケイアイの保有する当社普通株式の一部について本公開買付けに応募する用意がある旨の連絡をケイアイから得るに至りました。これを受けて、当社は、2018年11月12日、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である2018年11月13日の前営業日（2018年11月12日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値5,430円に対して5.01%のディスカウントを行った価格である5,158円（本株式分割の効力発生後においては2,579円）を、本公開買付け価格としてケイアイに提示いたしました。その結果、2018年11月12日、ケイアイより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、ケイアイの保有する当社普通株式の一部である3,877,000株（保有割合5.95%、本株式分割の効力発生後においては7,754,000株）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについては、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（2018年11月12日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値5,430円に対して5.01%のディスカウントを行った価格である5,158円をもとに、本公開買付けの決済の開始日が本株式分割効力発生日後の2019年1月10日の予定であるため、本株式分割の効力の発生により当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割されることを考慮し、2で除した価格である2,579円とすることを決議いたしました。

#### （4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	8,528,000株	一株	8,528,000株

（注1） 本公開買付けの決済の開始日は本株式分割効力発生日後の2019年1月10日を予定しておりますので、買付予定の株券等の数は、本株式分割効力発生日後の株式数（本株式分割効力発生日前の買付予定の株券等の数

(4,264,000株)に2を乗じた数)を設定しております。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数(8,528,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(8,528,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

#### (5) 買付け等に要する資金

22,048,712,000円

(注) 買付予定数(8,528,000株)をすべて買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用)の見積額を合計したものです。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

2019年1月10日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から配当とみなされる金額を除いた部分の金額については、株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額の

すべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

#### (7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等もしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁



量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、ケイアイより、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式 3,980,500 株（保有割合 6.11%、本株式分割効力発生日後 7,961,000 株）について、継続的に保有する見込みである旨の回答を 2018 年 11 月 12 日に得ております。
- ③ 当社が 2018 年 10 月 30 日に公表した「株式分割及び定款の一部変更、配当予想の修正並びに株主優待の拡充に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、公開買付け期間中である 2018 年 11 月 30 日を基準日、2018 年 12 月 1 日を効力発生日として、本株式分割を決定しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

（ご参考）2018 年 11 月 13 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	63,688,321 株
自己株式数	1,488,279 株

以 上